

令和 8 年度

汐首岬灯台付帯施設調査業務
仕様書

第一管区海上保安本部

第 1 章 業 務 概 要

1.1 業務件名	汐首岬灯台付帯施設調査業務
1.2 業務概要	汐首岬灯台敷地法面の付帯施設及び斜面の調査業務を行う。
1.3 業務目的	本業務は、地震・豪雨等により同灯台施設に影響を与える可能性がある既存付帯施設について状況を把握し、予察を行うことを目的とする。
1.3 業務場所	汐首岬灯台 所在：北海道函館市汐首町
1.4 履行期限	令和 8 年 1 2 月 2 5 日
1.5 業務内容等	I. 調査業務 1. 調査対象施設 (1) 歩行用通路（擁壁、排水施設含む） 2. 斜面調査 (1) 東側斜面 (2) 西側斜面
1.6 管理事務所	函館海上保安部 交通課 〒040-0061 北海道函館市海岸町24-4 電話 0138-42-5658
1.7 発注元	第一管区海上保安本部 交通部整備課 〒047-8560 北海道小樽市港町5-2 電話 0134-27-0118

第2章 共通仕様書

2.1 適用範囲

(a) 本共通仕様書は、第一管区海上保安本部が発注する汐首岬灯台付帯施設等調査業務に適用する。

(b) 適用基準等

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省地質・土質調査業務共通仕様書(案)、土木設計業務等共通仕様書(案)、敷地調査共通仕様書、建築保全業務共通仕様書、その他関係図書による。

2.2 設計図書及び資料の支給

(a) 請負者からの要求があった場合で、監督職員が必要と認めたときは、請負者に工事図面及び用地測量図の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。

(b) 請負者は、設計図書等の内容を十分点検し、疑義のある場合は監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。

(c) 監督職員が、必要と認めるときは、請負者に対し図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

2.3 打合せ等

(a) 本業務を適正かつ円滑に実施するため、担当技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度請負者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。

(b) 担当技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

2.4 関係官公庁への手続き等

(a) 請負者は、業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。

(b) 請負者は、業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合は、速やかに行うものとし、その内容を監督職員に報告しなければならない。

(c) 請負者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、速やかにその内容を監督職員に報告し、必要な協議を行うものとする。

2.5 地元関係者との交渉等

(a) 地元関係者への説明、交渉等に当たっては、発注元又は監督職員が行うものとするが、請負者はこれに協力するものとする。

(b) 請負者は、設計図書の定め、あるいは監督職員の指示により請負者が行うべき地元関係者への説明、交渉等行う場合には、交渉等の内容を随時、監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

2.6 土地への立ち入り等

(a) 請負者は、屋外で行う業務を実施するため国有地、公有地又は私有地に立ち入る場合は、監督職員及び関係者と十分な協調を保ち調査業務が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを

得ない理由により現地への立ち入りが不可能となった場合には、直ちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。

2.7 成果物の提出

- (a) 請負者は、本業務が完了したときは、設計図書に示す成果物を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
- (b) 請負者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合は履行期間途中においても、成果物の部分引き渡しを行うものとする。
- (c) 請負者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。
- (d) 請負者は、土木設計業務等の電子納品要領（国土交通省・令和 8 年 2 月）等に倣い作成した電子データにより成果物を提出するものとする。

2.8 安全の確保

請負者は、特に現地での作業において、作業者の安全の確保について適切な措置を講じなければならない。

第3章 特記仕様書

特記仕様書に記載されていない事項は、共通仕様書による。

I. 調査業務

3.1 作業計画

請負者は、調査作業着手前に、調査の方法、使用する主要な機器、要員、日程等について適切な作業計画を立案し、これを監督職員に提出して、その承認を得なければならない。作業計画を変更しようとするときも同様とする。なお、現在工事である当灯台法面改良改修工事の請負業者と相互の作業に支障なきよう調整等図る。

3.2 作業内容

1. 付帯施設調査：歩行用通路・擁壁・排水施設
 - (1) 配置、位置、構造型式、大きさ等の確認
 - (2) 躯体の変状確認（ひび割れ、欠損、さび汁、エフロレッセンス、剥落、傾倒等）
 - (3) 排水状況、水抜き孔のつまりの有無等の確認
2. 斜面調査：東側・西側斜面（共通）
 - (1) 地形・地質・土壌等調査
 - (2) 表面浸食の確認
 - (3) 湧水の確認
 - (4) 隣接地の法面工施工部分と当調査用地部分の安定性の確認
3. 基本方針策定
 - (1) 前記調査結果により、整備等が必要と判断される場合、整備内容を整理・計画・図面・工事概算額等取り纏めた基本方針を策定する。
 - (2) 基本方針により、早期に整備が必要と判断された箇所があった場合、監督職員に報告し、対応等について判断を仰ぐ。
4. 全体計画図の作成
 - (1) 前記基本方針に基づき、整備内容及び全体像を一つの図面に取り纏めた全体計画図を作成する。

3.3 打合せ等

1. 打合せ・協議・報告

打合せ・協議・報告は次の時期に行い、速やかに記録を作成し監督職員に提出する。

 - (1) 業務着手時
 - (2) 各調査完了時
 - (3) 全業務完了時
 - (4) 監督職員又は担当技術者が必要と認めた時
 - (5) 1.7 発注元での協議・報告

本業務 基本方針策定・最終報告の2回

3.4 成果等の整理

調査成果のメタデータは、製品仕様書に従いファイルの管理及び利用において必要となる事項について、作成するものとする。

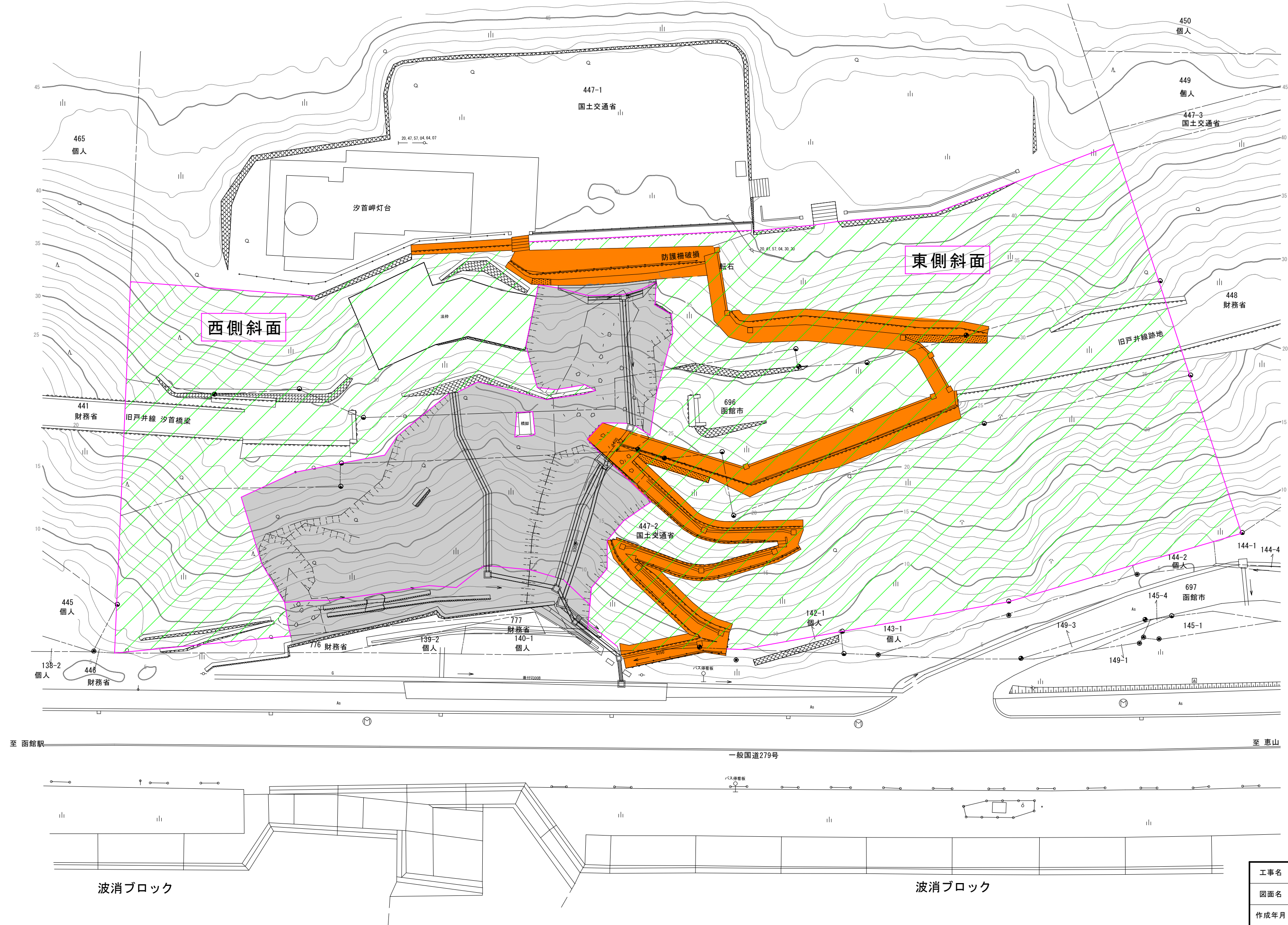
3.5 成果物、提出部数

成果物は3.3のとおりとし、2.7 (d)に基づき作成した電子データを電子媒体（DVD-R）及び書面（A4版チューブファイル）にとりまとめた報告書を2部提出する。（注）電子データ等の提出については、ウィルスチェックを行ったものとする。

平面図

S=1:250

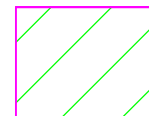
函館市汐首町



凡例



調査対象施設



調査対象斜面（推定）



工事中施工範囲

工事名	汐首岬灯台付帯施設調査業務		
図面名	平 面 図		
作成年月	令和 8年 4月		
縮 尺	S=1:250	図面番号	2/31
縮小率	原図：A-1 A2：71% A3：50%		
発注元	第一管区海上保安本部 交通部 整備課		